

卒の國家を守禦する者なくば至る所騷擾動亂して横邪
暴行のみ日と盛ならん
然らば余輩ハ憂慮をべうらば百事百物各其在るべき地
に居りて之を他の用と爲ること能ハば故に衆人の其業
を精勵するハ互に相用ある所以にして即ち眞神の人と
賦與せし職務を盡す者なり嗚呼人怠惰遊樂する事なり
若し怠惰遊樂せば其身の用をなさば亦他人の用をな
さざるなま

第四十三章

裁判

余嘗て審院に到りて法官の訟を聽き獄を決するに傍聽

せり審判の官人の其席に列座せるに見ると意を用ふる慮
を盡し且貴重尊嚴の風ありて實に重大主宰の要務を盡
すべき人たるが如し故に衆人其四邊を繞り靜黙して其
言の理あるを聽き敢て此嚴格にして靜穩なる官司の論
説を破らんとして一言を發するものなし
官の案前を竊盜強奪等の諸犯人を引出して至當の刑を
命ぜんとす
先づ人を毆傷して惡事を爲し者を引出し審判の官大喝
一聲して云く汝人を毆傷を今法に因りて罰せんと之を人
牢を命じたり次ふ他人の物を盜み其罪の發覺せんとす

恐じて他方へ潜伏せし一の強盜を引出せり審判の官之
を閱するに其陰惡一も其眼を免るる者あり故に之の罰
則を讀み聞りせて數年の入牢を命じたり
斯くて強盜の牢に送らるる時慙悔して首を俯し面を掩
ひて衆人の前を過き行たり最後は不孝の一少年を引出
せり其父に敬禮を失ひ且之を毆ちしものなり審判の
官聲を高くして云く父は無禮をなす者なり即ち真神に無
禮をなす者なり故に人間の罰責を免らざると之に數年
間の入牢を命じ且云く汝が父汝が罪を赦さるる至るとも
猶出牢せざると能はざると其故に官の審判に父の審判より

も嚴しくして父に其罪を赦さるとも官に之を赦さざればな
り

第四十三章 罪人

余審院にありしに審判の官皆黒色の上衣を着して廳中
に列坐せり茲に數多の傍聽する男女あり亦母の其兒を
携ふる者あり皆其業を休みて來りし者なり
此時破帽弊衣せる一の壯夫を引出るに其面色憔悴して
困苦の狀あり其坐する時番卒之を監護せり此時一の審
判の官立て云く此者一夜人家に入りて其金銀を盗み取
りて他の官の云く汝は何歳なるや答てく曰二十歳を

り官云く汝今纔に二十歳にして既に罪科を犯し獄舎の
苦況を知る何ぞ惡を爲るの甚早きや誰か汝をして此竊
盜をせしむと答て曰く飢寒に迫りて此を乞得ざるふ
出づるなり官曰く汝ハ何故に麩包を持たぬて飢に至
りしや答へて曰く營業をせざと官曰く何故に汝ハ營業
を爲ざりしや此時壯夫答ふるふ語多く困感羞耻せり官
又云く汝が父ハ良工なり汝何ぞ父が良法を承け其業を
營まざして此に至るや罪人答へて云く余ハ父の良法を
承續せざ官曰く汝良師の教誨を受け良師汝は正直善良
なる修身の事理を教諭せん何故に其教誨を遵守せざる

や罪人答へて曰く余ハ師の教誨を聽かざりしと官曰く
汝ハ父の良法を承續せざ又師の教誨を遵守せざ故を以
て事茲に及べり汝怠惰に耽り不徳に流れ終に官の裁判
を被りて罰責せらるるに至る汝自羞耻をばし嗚呼汝ハ
他人の鑑戒となれりと
壯夫是に至り始めて慙愧悲哀せり然れども官の裁判ハ
其情に感動して改變をばからむ故に審判の官嚴に聲を
發して五年の入牢を命じたり
斯くて壯夫ハ五年の間獄に居り鐵檻の内にて在りて惟獄
舎の天井と鐵牆とを見るのち長く羞耻を被れり憐むべ

まことならざや

第四十四章 獄

童子等汝獄舎を知るか是ハ一の大家屋よして其格子門
栓門扉悉皆鐵を以て作り其周圍に兵器を持ちしる番卒
ありて監察し又銃を肩ふとる者あり
此内ハ人を殺傷し及び風俗倫理を敗り放火強奪等の犯
罪人巳に判決して譴罰を受くる者の入る處なり此處ハ
入るよハ各其罪に因りて命せられしる三年五年六年若
しく十年の期を自獄吏に告げ獄吏も亦之を一冊子に
記寫して持てり此受刑の期ハ即ち其自取れる孽ふしる

必免る可りらざるものなり

此鐵扉ハ罪人の爲めに開くことなし此處に入る者ハ世
途を隔てらる其愛する所の親戚朋友に離れ其好む所の
宴樂遊歡を斷たせ其頭上ハ獄舎の天井にして脚下ハ大
地其四周ハ牆壁と戸栓との其幽鬱寂寥たること斯の
如し

獄中なる罪人の既往を慙愧し深く悲哀して云ふ者あり
噫哀哉予若し罪を犯さざらば正直の人と成りしらは我
が自由を守り遊歡宴樂をなす親友と往來して交を結び
我が生を送らん天も亦余を愛して獄中の戸栓の音鍵と

格于との響を聞きざらむめんものをも
時ありて獄吏聲を揚げ獄中の役徒を促して云く勉めよ
勉めよと役徒の勉強せる時も亦聲を揚げて勉めよ勉め
よと云ふ若く役徒倦み且疲るゝ時ハ獄吏眠て就けと呼
ぶ役徒若く疲勞して氣力衰弱する時或ハ憂愁悲哀の意
發する時ハ獄の入口へ行き三年五年六年若くハ十年と
己の受刑の年を記せるものを見て排悶遺愁するなり罪
人の生斯の如く豈く憐むべからざや
第四十五章 善良方正の人
童子よ罪人の獄に居る時精神ハ抑壓せらるる身休ハ辛苦

せん若し赦さ逢ひて出るを得ば必大息して淳良なる正
人の家を訪さん此正人ハ其心安寧誠實として自云ハ
余を他人の誹謗を受くる事なし余を他人の惡を施さば
亦非理を爲成と
正人の富く居るハ天の與ふる財貨をせば其用るる所盡
く善事にして之を惡事の爲めと費さば各人をして天の
與ふる財貨を用ゐると此より善きをなしと云をしまる
り至る
正人を貧ふ居るとも必謂ふ人の生を讓ると能ハざる日
ハなし余ハ常く粗衣菲食して或る時ハ僅く一侗の粗衣

る麩句を喫して他の食物なきことあり然きとも余ハ心
廣く神清くして正しく富貴の人の如し余が有する物ハ少
なくとも是を我業を勉め身体を勞して得る所なきば即
ち天の余を賦與せるあり故に誰ら敢て余を誹る者あら
んと
斯の如く勉強して其生を謀り其勞を爲し心は悲痛なく
亦憂苦なく安寧に眠食して其生を送り心意の考ふる所
ハ悉く之を以て發して敢て掩ふことなき是を其意思の
善良純粹あるよりよるあり
貧しき正人の家に入居時ハ實に左の想像あり其分を安

じ命を樂み富貴は波々たらぎ貧賤は戚々たらぎ其正直
の心と清白の身とハ誠と一個の積財として寶貨の充行
せぬ倉庫よりも甚貴く其食ふ所の麩包ハ甚粗なりとい
へども彼の不義を得て後々懺悔する珍饌滋味よりも貴
し固より我輩を誤らしめ子が固有の徳性を暴棄せしむ
べき驕侈華奢を過ぎたること甚遠きを知るあり
第四十六章 三萬フラン 一フランハ 我十九錢許
一の工人あり人と爲り善良にしてよく勉勵す早天より
孳々として其業を營むが故に常に其鉋鋸の響きと清越
なる謠曲の聲とを聞く蓋し正直にして能く其業を勵む

者ハ心中歡喜するに因りて然り

一日此工人ハ一箇の古き家具を修繕せしめし人あり此工人斯く勉強をふる者なれば直ぐ其板を放ち其釘を抜く時意外に棚板の後へ秘藏せる加き紙のあるを見とり此紙ハ即ち爲替手形にて之と共に着意して卷き封じたる金あり工人驚きて之を算ふるに五十十五、二十、二十五、三十と數を重ぬて總計三萬ラシあり

工人ハ未だ曾て斯の如き財貨を見ざれば大に驚愕して其婦に示せば婦の云く何れより之を獲たる此貨ハ皆子か有るなりや工人答て曰く然らば我業を以て得るとあら

ざれば如何そ子に屬せんやと其婦ハ此金を得たる顛末を仔細に語りけしは婦の云く子ハ余等が此金を貯へ得べしと思ふや答て曰く婦よ我業を以て此金を得るにあらずれば固より余が物にあらざ余が物にあらざして之を貯ふるハ即ち盜なり子ハ盜にあらざ婦の云く理ハ然り然れども子が之を見出せるにありや曰く之を見出せる者ハ予ふれども遺失せる者ハ子にあらざ子ハ之を其遺失せる人に還さん婦の云く子が言理あり得べららばして得る財寶ハ即ち禍の本を見れば之を貯ふるハ是れ禍を貯ふるに同じ却りて不幸を受く事とあらんと

工人又曰く之を遺失せる人の誰ぞ其人の此金を必要と
せむハ子が之を愛惜するより七珠と甚しうらん予ハ我
兩腕と事と堪る氣力とあり凡て人の兩腕と氣力と據
らば其生を送ると實と安寧あらん然らば往きて其人を
尋ね速と此金返還せざんばあるべからざると

第四十七章

前章の續

斯くて工人ハ其金を集めて之を囊中ニ納め往日家具を
屬せし人の住家ニ向いて出行きたり
工人心ニ家具の主の果して此金の主かりや否やを的知
せんと欲せしと因り意を用ゐて必之ニ逢ふん事を要し

遂に其家を尋ね得る入りて見るに前の主人を見せし
一房に二人の少女あり
此二少女ハ甚貧しく見え一人ハ床頭ニ病臥し一人ハ勉
めり裁縫せり工人之と種々の談話をれども未だ其尋
ぬる所の主意を達せざしとば又營業の談話をし且曰く光
陰ハ貴し惜まざんばあるべからざ工人の生涯を送るハ
總て勞苦ある者ありと

此時季女工人と語りて曰く子が言理に當り光陰ハ誠
と貴し然れども余等カ如き貧女何返り爲し得ん我姉ハ
病床に困臥せり予豈我一本の針を以てよく姉妹二人に

生活遂げ得べけんやと
言畢り、季女悲泣をば工人も亦之に感じ覺え、涙を
流しけり。此時季女又曰く、余等若し別々精熟せる業あら
ば富裕ふ日月を送らんと思へり。我父常々余等と語りて
云く、我死後に至るとも汝等足らざる物あるべしと然
るに父没して今日に至り斯く貧苦して一も所有物あり
と是に於きて工人は彌よ配意して云く、君等如何して如
此零落せしや。季女答て曰く、我父在世の間富饒にして若
干の金を貯藏せしが、其金ハ今予が手に在る書棚に納め
置きたり。若し其金存せば余等姉妹ハ衣服より嗜好の物

に至るまで欠く事なからん。父不意に死したるは其金
の有無如何か。余等之を知らぬ。此よりて此貧困の苦境
に至れり。殊に我姉ハ如此疾に罹りて衰弱し甚感れども
工人此言を聽きて心と貫徹し、其事の確實なるを知り、再
び談話をせんとするに心欣喜し堪へざれば、其言急遽に
して眼中喜色をあらはし大呼して曰く、少女よ其金ハ亡
失せど現に茲にあり我之を還さんとて携へ來れり。君
ハ是より貧困せざりて再び往日の富裕とあらん。君此金
を把りて速に其數を算へよ。決して不足する事あらじ。子

之を君よ保てらるりと

工人又曰く嗚呼我真神よ我真神よ子今日善良方正の事業を爲り子曾て斯の如き愉快の事を知らざりしと遂に此金を少女に還し其欣喜する状を見て已も亦歡喜を堪へて詳らかに此金を見出し終始を語りて後急を走りて其家に歸り婦の傍に至りて之を告て云く婦よ余今日一善事を爲りと此二少女が貧困かると彼の金を還與せしとを説き且曰く汝思へよ余若し此金を私して返さざれば此隣むべき二少女をして終に餓死に至らしめん然らば世間必余を目して竊盜といえん又暗殺人といえん

豈羞辱の事あらざやと

第四十八章

寄託を受くる事

ピエール募りて應じて兵隊に入らんとて出行きし其友フランメアールは逢ひたり之を託して曰く茲に我が貯蓄せる千フランの金あり請ふ我爲め之を保せよ余再び國に歸らば其時之を返せと斯くてピエールの戰場に趣きフランメアールは彼の金を預りて守り居たり然るに商法につき大に資を損して不幸に罹り他人の財を借り用ゐて甚だ生計に困苦せり或る人フランメアールと語りて云く汝貧窶に苦しむ態ある人フランメアールと語りて云く汝貧窶に苦しむ態あ

りて甚憐むべし何ぞピエールの子フランを使用して一時の急を救ふぞる汝之を返さん期ハ猶遠きとあらばやフランメアール曰く子斯の如き念慮なしピエールが金を子に託して以來子も妻子も曾て此金囊の紐を解くことなし此後も亦然り正人の正人ハ託せし物ハ固より一鎖一輪をも要せざれば子ハ假令此金の傍に餓死をともす皆ひて之を手を觸れじと
其後六年を経てピエールが期已に満ちたれども久しく音耗を絶たれば争鬪の中ニ戦没せしか或ハ敵の囚虜となりしや曾て其消息を知る者なし

此時フランメアールの窮困益甚しく舉家實に慙むべき態として見るに堪へざり或る人又フランメアールに云けるハ人ピエールの事を聞き知る者なし其死せし事疑ふ汝ハ即ち其遺物を受くべき人なり汝何故ハ徒ら財貨に傍に坐視して斯く貧困せるや其財貨ハ汝をして富裕の身とせしめんをとなしフランメアール答へて曰く噫人誰か他人の財貨よりて其身を富貴にせむ者あらん去るよ我ハ決してピエールの金囊に手を觸れじ人ハ此囊中ニ黄白粲然とありと思ふべし我ハ燧石の囊に満つるを見るに異ならざり且我若し之を開れば其囊中より數蛇の

出でし我を噛む事あらんと思ふのゝ
我他人の滋味ある麪包を食して我生を送らんよりハ却
りて甚粗にして且硬き我麪包を食ひ又饑餓と苦み地を
搔きて生涯を了せんことを好めり汝ハ我が之を好むを
思ハばやと

フランヤアーハ右の金囊を其家の棚の上ニ置き其傍ニ
看守して己が身ハ貧困不幸中ニ居たり一日其地ニ太鼓
喇叭の聲聞えて一列細面の兵隊通行せり即ちピエール
部下乃兵隊にしてピエールハ久しく俘虜となりて敵中
ニありしが今其部兵を率ゐて歸り來れるなり

ピエールハ善良正直なるフランヤアーニ逢ひ其貧窶感
むべき苦况を見て己が託せし彼れ財貨ハ己ニ危急の扶
助として使用せしと思ひ金囊の事を問ハざりしニフラ
ンヤアーハ自往きてピエールニ逢ひ語りて云く我子が
爲めニ其恙なきを祈りしが今無事ニ歸り來りて相見
ることを得たり我子が財を看守せざる事久し今之を還與せ
んとて曩ニピエールが紐を結びしまゝなる金囊を持ち
出せり

第四十九章

欺く人

一人あり他人の己を大富貴なる者なりと思ひ信ぜん事

を欲し常々勉めて欺きたり然る者或る者此人と云ける
ハ我友よ汝常々専ら詐偽をせれども我其歸着せん所を
知らざ何とされば汝詐偽欺罔を爲とも誰か汝と一エキ
佛朗西國古貨幣の名方ユの金を與ふる者あらん言語ハ財を
得べきもの非也亦汝が厨房をして之が爲め肥饒を
らしめ也と

又一人あり其身をかき才智を衒して聲價を釣らんとて
常々勉めて欺きたり然る者或る者之と云けるハ人の才
智ハ言語を以てせべきもの非也汝が言語ハ汝が性質
を變化せしむべき者あらざ且汝彼の黑人種を見せや

縦令白粉を以て好く其面を粧飾せとも之が爲め其黒
色を變ぜること能ハ人亦誰か之を見て白人と誤認
せざる者あらんや亦黄蜂ハ蜜蜂之比也其音高く薨々
然と其聲を發せとも其蜜を釀し得ざるハ衆人の能く知
る所あるが如し

又一人あり欺罔を以て市場に往き利を貪らんと勉め
り然る者或る者之と云けるハ悪人よ汝速く我等が貿易
場を去れ汝詐偽を以て利を得ば其得る所の金ハ即ち竊
盜せる金なり汝が言を以て我輩の金を取るハ猶盜のて
を以て他人の金を取るが如し盜と汝と何の差あらん惟

其用ある器の等しからざるのゝ其心ハ即ち一なるを故
り子ハ常ニ信實を主とし百般皆誠を述べんと欲す縦合
人の我を困害する事あるも亦我ニ拒逆する事ありと
も子ハ必誠實を事とせん我朋友より仇敵に至るまで之
ニ接遇するも一ニ誠實を以てせん正人ハ外飾をせざ明
白ニ其真面目を現ハす者なり

子ハ我身ニ徳の具備せざして溢美の虚譽を被らんより
ハ我身の過失を譴責せられんとを好むあり凡て正人ハ
其有せざる才徳を稱揚せらるゝ時ハ之を愧ぢて曰く汝
が賞詞ハ子ニ在らば他人ニ屬せし子ハ曰く歸せざる虚譽

を以て我身ニ加へんとを欲せざ又曰く屬せざる貨財ニ
よりて我身を富貴とせんを欲せざと

第五十章

正しき事

他人と結びし定約ハ決して違背をべからば子今試み汝
ニ問はん他人が汝ニ約せしとを違背せば汝ハ之を善事
と思はんか故に若し子が人ニ一物を贈らんと約する時
ハ其物子が許しありとも之を其人ニ與へざるが如く既
ニ我所有し非ざるなり我輩の人ニ財を借るる亦是れ
同じく人より借るる物ハ即ち我輩ニ屬せざる物なり
子若し人の金を借りて衣囊カクシの中ニ二十スウ銅錢の名の財を

藏めば此二十スウハ即ち我所有と非ぞ固より財主の所
有あり又人の財を借り之を償ひ得べき力ありて償ハざ
る者あり是を即ち他人の財を盗む者なり故によく其債
を償ふ人の其財囊ハ輕くと其心ハ甚重をべく其財囊
ハ空虚ありと其心ハ安寧あり嗚呼貴ぶべきかな
或人貨物を買ひて其價を償ふこと能ハざ證書を作りて
六ヶ月中と必償ふべしと約せり然るに此間ニ商主ハ其
證書を遺亡し且其市場ニ此事を見聞せし人をければ大
に痛心憂苦せり既に償ふべき期至りければ商主ハ往き
て其金を徴め又彼の證書を失ひし事を説き宥恕せらる

んことを求む買主之に答て云く予等賣買せし時傍人
かし然れども真神其處に照臨し給へり予ハ人前にて汝
に結約せざれども已に神前にて汝に南約せり此證者ハ
誠に至正至明にして人間に得て比すべき者なしと其全
額を償了して一スウも残さざりけり

第五十一章 前章の續

若し汝惡しむとせざる事の幸に成就をべくし誰ん之を
知る者なくば汝之をせんり予ハ之をせま何とされば予
ハ惡を嫌ふ故なり且予惡をなして他人に對して耻ぢ
自顧みて慙ぢざらんことを欲せども真神ハ人の陰微を

洞察し給ふ故人ハ其惡を知らざとも惡事ハ則ち惡事あり
一日某甲某乙と語りて云く汝若し一事の企望ありて此處より凡二千五百四十六里餘の距離ある支那^シ行き人を殺して其財を奪ひ佛朗西^フ歸り來りて富豪の身とあるを得ん^レ此事を知る者なくば汝之をばら^レ乙答て曰く此の如き人ハ人より受くる罰免る^レとも心の受くる罰ハ免れざらん又遁れて罰を避く^レとも自其身を遁る^レこと能ハズ
心の後悔ハ即ち行刑者よして世の審判の裁決をばら^レ行

刑者より最恐る可き者かり故に惡人の未だ其處刑を受けざる時眞神ハ即ち其審判者又報讎者かり
罪惡を犯して金貨を得る人ハ其得たる金貨と生血の斑點あるを見る思をかま^レ是れ誠實の事からむ予ハ此事を知らざざとも但遠近となく公私となく又衆寡となく凡て人前ハ於きて善事を爲^レことを要として縦合世界億兆の裁判を司とる所の我真神の大審院よ出づとも曾て心事を隠^レ事あらんとことを要を蓋し此審判官ハ善く人の心中を判知する者あざば其面前よ出づる時よ方り心の安寧あらんとことを常ニ希望せざばあり

第五十二章

職業

人ハ總て夙より一個の思慮ある者あり童子等汝幼少なりとも腦中より屢思慮の發することありて謂ハん他自我生計ハ如何予ハ如何なる職業を爲んと昔慮想像するに至らん又其身の富貴ならんことを欲する意と其父の家道の寒素あるを賤みる之に超過せんと欲する思とありて謂ハん予美衣華帽を欲し予官服の肩総を欲し予官職の貴きを欲し予貨財の饒き或欲せんと童子等予汝ニ告げん爰に美衣肩総より官職貨財より更に高貴なるもの一あり汝之を得んと欲せば是即ち志意充足して其心の常と平和ある事あり

の常と平和ある事あり
志意充足して其心の常と平和ある者ハ其身ハ卑賤にして華門赫檐に居るとも富貴にして錦簾綉幕に坐せるとも皆此徳を存せざるハあし然らば余輩志の達せざることありとも是が爲め昔慮することあるべし若し其志を過度に達せんと欲せば却りて其掌中に在る物を失ふ患あらん故に一個の職業を操りて我生涯を送るべし其職業正しければ常と善良ある者あり
汝ハ何故に其父の家道に超過せん事を欲せや
予嘗て一商賈の語を聞き深く其理あるを知り是より善

あるはあしと思へり其語と或人の子孫父祖の業を嗣續し二百年來連綿として余輩と同一の商店を占むる者あり是れ誠と貴ぶべしと云ふ
予正直ある備耕人を見たり子孫世襲して綿々と其業を嗣ぐこと誰も及ぶこと能はざるが如し世々同じき田地を備耕して恰も鹽書ある貴族の如く其舊家を以て榮とせしむ大の理ある事あり是れ其家の系統を嗣續せるが如く世々正直として長く家道を墜さざるに因るあり
何様其父高貴ありとも其子不徳として遊惰をせば幾らあゝ其家を傾け覆へど者あり

第五十三章

賢者

上代の史の一の談話を載せしり實に余輩をして感激せしむる價あり
昔某の國に王族より出て貧賤にして衡門に栖遲し安全に其身を終んと欲する者あり此人自其庭園を作り菜蔬を耕鋤し菓樹を培養し休息の間には花を灌ぎ竹を養ふを以て其業とせり
牧場には雄鳥の群雌中に在りて和鳴するあり又日夕は二頭の牝牛鳴きて其小舎に歸り入るあり此人市場に往きて其庭園の菜蔬及び果子を賣り又牛乳と鶏卵とを販

るを以て常と以偶國と大なる騷擾起りて國王其位を廢
せらざり衆人此人の王族なるを以て此人は王冠を捧
げんとて訪ひ來り其庭園と在りて鋤を把るを見て直
之と華麗なる王衣を奉じ尊崇を極めて人民の見る所を
導き伴ひ行きとり
此人此觀の美なる驚く色なく其左右前後は人の雜沓
ざる或見又已を敬視する聲を聞き此職の辭し難き或知
りて云く予は惟我ら菜蔬草花は灌注する水の匱乏なら
らん事を眞神は願ふのみよて他事を祈願せざりしは幸
福安寧を得し也

予一の所有物ありと雖も亦一の欠乏ある予は我手を
以て我生を養ひ我欠を補ふは足る何ぞ他事を願はんや
予貧賤は堪へ忍びしが今より高貴盛大の奉養を受くる
ことと是を天の爲と所なりと

第五十四章 牧人

爰は又上古の一史談あり尤美事なり某の國の王或る時
一人の牧人と逢ひ其飼養せる群畜の肥大壯健にして其
犬の善く人意を承順するを見たり他の牧人の群畜は之
は反して瘦瘠し其犬は懶臥して起きざれば王之を見て
云く善く牧羊する者ハ亦牧民の理を通解すべしと此牧

人を宮中へ延き之を官を授けて群吏の中へ置き一の職
任を命じたり

是は於きて牧人の賢徳才器大に現はれり其裁判を掌
るふ及び審理公正にして貴賤をかく之を選ばざる偏頗
ある事あり然るは多くの悪人黨を結びて之を抵抗せし
輩あり王をして此牧人を廢斥せしむる意を生ぜしめんと欲
して百方王に讒言し彼の牧人の人民の財を奪ひて其身
を富ましむ故に其家も多くの財寶を藏せしむと怨へけむは王
終に群宵フレイムの讒言を信じて直に牧人を召し憤怒の色を顯
はして其家は財寶を藏せしむると以て讒責を牧人曰く我家

實は財寶あり是は王宮の財寶より更に貴き物なり予今
之を王の覽に呈せんと即ち人をして己が家へ就きて此
財寶を納せしむる一小匣を持ち來らしむ此小匣を開きて
其中を見るに往日牧羊を業とせし時其披著せし羊皮の
表衣并に麪包囊と牧人の用ゐる杖とあり牧人曰く我財
寶は即ち是なり我此衣を着せし時ハ幸福安穩に起居せ
り今君の給ふる錦衣の官服を着て却りて之が爲めに憂
心苦慮す然らば予復此舊衣を着て我初服に復り此麪包
囊と此杖と以て復往日の幸福を受けん嗚呼辭せん
王の官闕を嗚呼辭せん尊榮の事を予是より牧羊に従事

せんと

第五十五章

耕夫

耕夫ハ人を養ふ者といふべし故に其事業最要用として
且善良なる者なり

耕夫ハ田野に在りて天の化育せる自然の富澤に浴する
者なり故に天の妙用ハ耕夫の爲め小財貨を地に散布せ
る如し雨露を以て其收穫すべき物を潤澤し太陽を以
て其耕耨せる土地を豊肥し且其光線ハ其收穫すべき
物に輝く實に耕夫ハ天神秘有の妙力を分ち得る者と謂
ふべし故に耕夫地に向ひて百物を生産せよと云へば地

ハ即ち其物を産出せむなり

一年の長き間ハ耕夫も亦辛勞恐懼する日あり即ち太
陽の炎熱平地は燃之暴風迅雷の禾稼を害する等の類を
り然れども成就の期至るに及びて穂ハ既に垂穎し鎌刈
以て刈る者あり把を取りて算ふる者あり連枷を以て穂
を並より打ち落す者あり其穀粒を量る者ありて家々倉
穀の充行を喜ぶ者あり
田間の事ハ總て耕夫の教と爲る者なり即ち天氣は晴雨
あり氣候は寒暑あり亦豊熟凶歉の時あり此等ハ大に耕
夫をして其才を長じ其識を廣めしむる所以にして豊年

の時凶歳の欠乏を準備せよと訓誨へんが爲めなり
耕夫の日よ耳目よ觸るる所の景況ハ總て己が教とふら
ざるをのなし然らば何事をも爲ざる徒ハ天之之よ功を
與ふる事なき哉知るふ足るべし夫れ業を勉むる者ハ天
之よ恵を興へて豊饒なり事を惰る者ハ天之を捨て實を
成與へず之を見て精勵の人を責び游惰の徒を賤み致々
とく々怠らざる志を作興せよし又動物の性情を見ても
亦己が教とあるなり即ち母雞ハ其雛を慈愛して之よ啄
養せるとも恰も人の母の其兒を慈養せるとも如く又雄雞
の晨を司どり午を報じ階々として時を違ハせるとも一

は人家の父翁が早起して其業を勤めんとこと成要する也
如くなり
大將の第五十六章 兵卒の訓練の終末
兵卒ハ身を出して其國を守衛其若し緩急ある時ハ死を
致し其國を報ゆる者なり
大鼓を撃つ者あり喇叭を吹く者あり銃手ハ各兵器を持
し其旗下に整列し勇猛奮勵し其隊を結び陣を成す其
征役の時ハあたり法令下りて直に出兵を要するふ及び
てハ其父母親族朋友と別れ其愛せし田園原野を去り其
村の寺院の鐘樓を離れ再び之を見らざらざと思へり

其遠隔の地ありて屯戍し或ハ國境ニ出でて敵ニ對せ
る時ハ父母を懐ひ父母ハ亦其子の事を語るべし
然して後戦闘あり危難あり創血の流るゝ事あり斃せ死
ぶる事あり然れども死を致して其國の干城となり或ハ
父母兄弟朋友の爲め兵と爲りて戦死せし者ハ高く名
譽の功績を唱へらる又兵卒の歸り來れる者ハ兵隊の勳
功を語り戦地の險易を説き敗走せし敵の戦隊の模様と
大砲の聲と其火煙の猛勢あると騎隊の急走すること電
光の射るが如くふる等を語るなり
亦胸ニ名譽の徴を著くる者あり肩総を附けて腰ニ劍を

提くる者あり皆佛頭西國の貴子にして且勇猛ある防禦
の士なり

第五十七章 商人

通商ハ人間の交際を結ぶものなり何とあるは人の此國
の一方より他の一方へ移り行き又此世界の一方より彼
の一方へ移り往きて到る處留在此ることを得るハ通商
の事務あるに因るなり
機匠の製造せる織物を耕夫と齎送し耕夫の製作せる羊
毛木綿麻及び穀類を機匠に輸送するも皆商賈の力なり
て海濱に産する鹽を各地に搬運し印度の名産ある香料